

令和6年6月3日提出

閱 覧 用

令和6年6月市議会定例会

議 案

報告第4号～報告第12号
議案第34号～議案第43号

島 田 市

目次		
報告番号	件名	ページ
報告第4号	一般会計予算の繰越しについて（繰越明許費）	5
報告第5号	水道事業会計予算の繰越しについて（建設改良費）	11
報告第6号	公共下水道事業会計予算の繰越しについて（建設改良費）	15
報告第7号	専決処分した事件の承認について（令和6年度島田市一般会計補正予算第2号）	18
報告第8号	専決処分した事件の承認について（島田市税条例の一部を改正する条例）	28
報告第9号	専決処分した事件の承認について（島田市都市計画税条例の一部を改正する条例）	38
報告第10号	専決処分した事件の承認について（島田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）	40
報告第11号	専決処分の報告について（島田市手数料条例の一部を改正する条例）	41
報告第12号	専決処分の報告について（物損事故に係る和解及び損害賠償の額の決定）	42

議案番号	件名	ページ
議案第34号	令和6年度島田市一般会計補正予算（第3号）	44
議案第35号	令和6年度島田市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）	48
議案第36号	令和6年度島田市病院事業会計補正予算（第1号）	51
議案第37号	島田市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について	53
議案第38号	島田市こども館条例の一部を改正する条例について	54
議案第39号	島田市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について	55
議案第40号	島田市水道布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例について	56
議案第41号	島田市下水道条例の一部を改正する条例について	57
議案第42号	財産の取得について	58
議案第43号	市道路線の認定について	59

予 算 に 関 す る 説 明 書

議案番号	件 名	ページ
議案第34号	令和6年度島田市一般会計補正予算（第3号）	61
議案第35号	令和6年度島田市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）	75

報告

報告第 4 号

一般会計予算の繰越しについて（繰越明許費）

一般会計予算の繰越明許費について、次のとおり繰越計算書を調製したので、報告する。

令和 6 年 6 月 3 日提出

島田市長 染 谷 絹 代

令和5年度島田市一般会計予算繰越明許費繰越計算書

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額
			円	円
2 総務費	1 総務管理費	庁舎等管理経費	1,643,000	1,642,080
	3 戸籍住民基本台帳費	戸籍住民基本台帳事務費	11,847,000	11,583,000
3 民生費	1 社会福祉費	物価高騰対応重点支援給付金給付事業（低所得者支援分）	6,403,000	5,665,133
4 衛生費	1 保健衛生費	新型コロナウイルスワクチン接種事業	6,335,000	6,334,109
	2 清掃費	廃棄物収集車両等維持費	9,734,000	9,733,900
6 農林業費	1 農業費	牧之原用水基幹水利施設管理経費	3,475,000	3,475,000
	2 林業費	林道舗装事業	12,300,000	12,300,000
7 商工費	1 商工費	川根温泉管理運営経費	2,563,000	2,563,000
8 土木費	2 道路橋りょう	道路施設管理経費	2,400,000	2,315,000
		色尾大柳線改良事業（通常分）	12,762,000	12,564,600
		谷口中河線改良事業（通常分）	97,713,000	53,551,447
		大井川左岸旧堤線改良事業（通常分）	57,060,000	52,151,000
		中央公園道線改良事業（通常分）	41,000,000	40,400,000
		往還下牛尾線改良事業（通常分）	18,000,000	18,000,000
		島竹下線改良事業（防災・安全重点分）	31,477,000	31,477,000
		道悦旭町線改良事業（防災・安全重点分）	85,510,000	85,510,000

左 の 財 源 内 訳						
既収入特定財源			未収入特定財源			一般財源
国県支出金	市 債	その他	国県支出金	市 債	その他	
円	円	円	円	円	円	円
						1,642,080
			11,583,000			
			5,665,133			
			6,334,109			
						9,733,900
3,475,000						
			4,920,000	7,300,000		80,000
						2,563,000
						2,315,000
			500,000	400,000		11,664,600
			18,206,000	16,300,000		19,045,447
			19,244,000	17,300,000		15,607,000
			17,000,000	15,300,000		8,100,000
			8,500,000	7,600,000		1,900,000
			13,750,000	10,100,000		7,627,000
			35,946,000	26,400,000		23,164,000

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額
		大井町静居寺橋線改良事業（防災・安全分）	円 50,550,000	円 50,550,000
		生活道路改良事業	12,290,000	12,290,000
		生活道路改良事業（過疎対策事業）	26,340,000	24,008,000
		吉田大東線道路整備関連事業	7,000,000	7,000,000
	3 河川費	河川管理経費	12,022,000	12,022,000
		河川改修事業	33,770,000	33,770,000
		河川改修事業（空港隣接地域賑わい創生事業）	14,580,000	14,580,000
		急傾斜地崩壊対策事業	68,000,000	67,860,000
	4 都市計画費	ふじのくにフロンティア推進区域整備事業	178,036,000	166,705,000
9 消防費	1 消防費	消防自動車更新事業	26,600,000	26,599,716
11 災害復旧費	1 農林業施設災害復旧費	林道市井平線災害復旧事業	155,217,000	101,117,000
		林道明ヶ島線災害復旧事業	90,008,000	90,008,000
	2 公共土木施設災害復旧費	道路施設災害復旧事業	38,850,000	34,270,000
		田島2号線災害復旧事業	26,897,000	26,897,000
合 計			1,140,382,000	1,016,941,985

左 の 財 源 内 訳						
既収入特定財源			未収入特定財源			一般財源
国県支出金	市 債	その他	国県支出金	市 債	その他	
円	円	円	円	円	円	円
			22,775,000	20,400,000		7,375,000
						12,290,000
				23,500,000		508,000
						7,000,000
				11,900,000		122,000
				14,200,000		19,570,000
			7,288,000			7,292,000
			6,750,000	58,100,000		3,010,000
				154,100,000		12,605,000
			8,800,000	17,600,000		199,716
			79,170,000	1,100,000		20,847,000
			68,993,000	1,000,000		20,015,000
						34,270,000
			15,448,000	3,800,000		7,649,000
3,475,000			350,872,242	406,400,000		256,194,743

報告第 5 号

水道事業会計予算の繰越しについて（建設改良費）

水道事業会計予算の建設改良費の繰越しについて、次のとおり繰越計算書を調製したので、報告する。

令和 6 年 6 月 3 日提出

島田市長 染 谷 絹 代

令和 5 年度島田市水道事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第 1 項の規定による建設改良費の繰越額

款	項	事業名	予算計上額	支払義務 発生額	翌年度繰越額
			円	円	円
1 資本的支出	1 建設改良費	建設改良工事	70,026,000		70,026,000
合 計			70,026,000		70,026,000

左の財源内訳			不用額	翌年度繰越額に係る繰越を要するたな卸資産の購入限度額	説 明
一般会計補助金	工事負担金	過年度損益勘定留保資金			
円	円	円 70,026,000	円	円	川口浄水場整備工事
		70,026,000			

報告第 6 号

公共下水道事業会計予算の繰越しについて（建設改良費）

公共下水道事業会計予算の建設改良費の繰越しについて、次のとおり繰越計算書を調製したので、報告する。

令和 6 年 6 月 3 日提出

島田市長 染 谷 絹 代

令和 5 年度島田市公共下水道事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第 1 項の規定による建設改良費の繰越額

款	項	事 業 名	予算計上額	支払義務 発 生 額	翌年度繰越額
			円	円	円
1 資本的支出	1 建設改良費	管渠建設工事	225,698,000	90,700,000	134,998,000
		処理場建設工事	3,190,000		3,190,000
合 計			228,888,000	90,700,000	138,188,000

左の財源内訳				不用額	翌年度繰越額 に係る繰越を 要するたな卸 資産の購入限 度額	説 明
企業債	国庫補助金	工事負担金	過年度損益 勘定留保資 金			
円 76,600,000	円 43,560,000	円 2,315,000	円 12,523,000	円	円	下水道工事家屋調査業務委託 中溝町地内污水幹線整備工事 中溝町地内污水枝線整備工事 (1工区)
			3,190,000			南町マンホールポンプ更新工 事
76,600,000	43,560,000	2,315,000	15,713,000			

報告第 7 号

専決処分した事件の承認について

令和 6 年度島田市一般会計補正予算（第 2 号）について、次のとおり専決処分したので、議会の承認を求める。

令和 6 年 6 月 3 日提出

島田市長 染 谷 絹 代

専決第 7 号

専 決 処 分 書

令和 6 年度島田市一般会計補正予算（第 2 号）について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和 6 年 4 月 16 日専決

島田市長 染 谷 絹 代

（別紙）

別 紙

令和 6 年度島田市一般会計補正予算（第 2 号）

令和 6 年度島田市の一般会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ40,627千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ42,056,614千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位 : 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
16 県支出金		3,380,000	40,147	3,420,147
	3 委託金	184,399	40,147	224,546
19 繰入金		2,364,442	480	2,364,922
	1 基金繰入金	2,346,362	480	2,346,842
歳 入 合 計		42,015,987	40,627	42,056,614

歳 出

(単位 : 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 総務費		5,762,957	40,627	5,803,584
	4 選挙費	17,401	40,627	58,028
歳 出 合 計		42,015,987	40,627	42,056,614

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括 歳入

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
16 県支出金	3,380,000	40,147	3,420,147
19 繰入金	2,364,442	480	2,364,922
歳入合計	42,015,987	40,627	42,056,614

歳出

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
2 総務費	5,762,957	40,627	5,803,584	40,147			480
歳出合計	42,015,987	40,627	42,056,614	40,147			480

2 歳 入

(款)16 県支出金

(項) 3 委託金

目	補正前の額	補 正 額	計
1 総務費委託金	174,667	40,147	214,814
計	184,399	40,147	224,546

(款)19 繰入金

(項) 1 基金繰入金

目	補正前の額	補 正 額	計
1 財政調整基金繰入金	1,487,860	480	1,488,340
計	2,346,362	480	2,346,842

3 歳 出

(款) 2 総務費

(項) 4 選挙費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
3 県知事選挙費	0	40,627	40,627	40,147			480
計	17,401	40,627	58,028	40,147			480

(単位 : 千円)

節		説 明
区 分	金 額	
3 選挙費委託金	40,147	県知事選挙費委託金 40,147

(単位 : 千円)

節		説 明
区 分	金 額	
1 財政調整基金繰入金	480	財政調整基金繰入金 480

(単位 : 千円)

節		説 明
区 分	金 額	
1 報酬	2,069	1 委員報酬 1,469
3 職員手当等	17,251	開票管理者 22
4 共済費	47	投票立会人 1,269
7 報償費	1,411	開票立会人 178
8 旅費	29	2 職員給与費 17,915
10 需用費	2,110	一般職 17,251
11 役務費	5,487	会計年度任用職員 664
12 委託料	10,751	3 選挙執行経費 21,243
13 使用料及び賃借料	856	選挙執行経費 21,243
17 備品購入費	616	

給 与 費 明 細 書

1 一般職

(1) 総括

区 分	職員数 (人)	給 与 費				共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職員手当 (千円)	計 (千円)			
補 正 後	(433) 659	604,297	2,543,033	1,772,055	4,919,385	949,128	5,868,513	
補 正 前	(417) 659	603,697	2,543,033	1,754,804	4,901,534	949,081	5,850,615	
比 較	(16) 0	600	0	17,251	17,851	47	17,898	

職員手当 の 内 訳	区 分	管理職手当 (千円)	扶養手当 (千円)	住居手当 (千円)	通勤手当 (千円)	特 殊 勤務手当 (千円)	時 間 外 勤務手当 (千円)	休 日 勤務手当 (千円)
	補正後	58,094	53,984	47,712	58,667	9,126	150,711	8,984
	補正前	58,094	53,984	47,712	58,667	9,126	133,745	8,983
	比 較	0	0	0	0	0	16,966	1
	区 分	管理職特別 勤務手当 (千円)	期末手当 (千円)	勤勉手当 (千円)	退職手当 (千円)	地域手当 (千円)		
	補正後	1,005	654,166	493,639	235,967	0		
	補正前	721	654,166	493,639	235,967	0		
	比 較	284	0	0	0	0		

※職員数は予算積算上の人数

※()内は短時間勤務職員の数(外書き)

※職員手当には、児童手当を含まない。

ア 会計年度任用職員以外の職員

区 分	職員数 (人)	給 与 費				共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職員手当 (千円)	計 (千円)			
補 正 後	(29) 614	0	2,430,582	1,549,252	3,979,834	760,224	4,740,058	
補 正 前	(29) 614	0	2,430,582	1,532,001	3,962,583	760,224	4,722,807	
比 較	(0) 0	0	0	17,251	17,251	0	17,251	

職員手当 の 内 訳	区 分	管理職手当 (千円)	扶養手当 (千円)	住居手当 (千円)	通勤手当 (千円)	特 殊 勤務手当 (千円)	時 間 外 勤務手当 (千円)	休 日 勤務手当 (千円)
	補正後	58,094	53,984	47,712	54,938	6,336	149,467	7,133
	補正前	58,094	53,984	47,712	54,938	6,336	132,501	7,132
	比 較	0	0	0	0	0	16,966	1
	区 分	管理職特別 勤務手当 (千円)	期末手当 (千円)	勤勉手当 (千円)	退職手当 (千円)	地域手当 (千円)		
	補正後	1,005	516,088	421,182	233,313	0		
	補正前	721	516,088	421,182	233,313	0		
	比 較	284	0	0	0	0		

※職員数は予算積算上の人数

※（ ）内は短時間勤務職員の人数（外書き）

※職員手当には、児童手当を含まない。

イ 会計年度任用職員

区 分	職員数 (人)	給 与 費				共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職員手当 (千円)	計 (千円)			
補 正 後	(404) 45	604,297	112,451	222,803	939,551	188,904	1,128,455	
補 正 前	(388) 45	603,697	112,451	222,803	938,951	188,857	1,127,808	
比 較	(16) 0	600	0	0	600	47	647	

職員手当 の 内 訳	区 分	通勤手当 (千円)	特 殊 勤務手当 (千円)	時 間 外 勤務手当 (千円)	休 日 勤務手当 (千円)	期末手当 (千円)	勤勉手当 (千円)	退職手当 (千円)
	補正後	3,729	2,790	1,244	1,851	138,078	72,457	2,654
	補正前	3,729	2,790	1,244	1,851	138,078	72,457	2,654
	比 較	0	0	0	0	0	0	0

※職員数は予算積算上の人数

※（ ）内は短時間勤務職員の人数（外書き）

(2) 給料及び職員手当の増減

区 分	増 減 額 (千円)	増 減 事 由 別 内 訳 (千円)		説 明	備 考
職員手当	17,251	その他の 増 減 分	17,251	時 間 外 勤務手当 16,966 休 日 勤務手当 1 管理職特別 勤務手当 284	

報告第 8 号

専決処分した事件の承認について

島田市税条例の一部を改正する条例について、次のとおり専決処分したので、議会の承認を求める。

令和 6 年 6 月 3 日提出

島田市長 染 谷 絹 代

専決第 4 号

専 決 処 分 書

島田市税条例の一部を改正する条例について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和 6 年 3 月 30 日専決

島田市長 染 谷 絹 代

島田市税条例の一部を改正する条例

島田市税条例（平成17年島田市条例第49号）の一部を次のように改正する。

附則第 5 条の次に次の 1 条を加える。

（令和 6 年能登半島地震災害に係る雑損控除額等の特例）

- 第 5 条の 2 所得割の納税義務者の選択により、法附則第 4 条の 4 第 4 項に規定する特例損失金額（以下この項において「特例損失金額」という。）がある場合には、特例損失金額（同条第 4 項に規定する災害関連支出がある場合には、第 3 項に規定する申告書の提出の日の前日までに支出したものに限り。以下この項及び次項において「損失対象金額」という。）について、令和 5 年において生じた法第314条の 2 第 1 項第 1 号に規定する損失の金額として、この条例の規定を適用することができる。この場合において、第34条の 2 の規定により控除された金額に係る当該損失対象金額は、その者の令和 7 年度以後の年度分で当該損失対象金額が生じた年の末日の属する年度の翌年度分の市民税に係るこの条例の規定の適用については、当該損失対象金額が生じた年において生じなかったものとみなす。
- 2 前項前段の場合において、第34条の 2 の規定により控除された金額に係る損失対象金額のうちに同項の規定の適用を受けた者と生計を一にする令第48条の 6 第 1 項に規定する親族の有する法附則第 4 条の 4 第 4 項に規定する資産について受けた損失の金額（以下この項において「親族資産損失額」という。）があるときは、当該親

族資産損失額は、当該親族の令和7年度以後の年度分で当該親族資産損失額が生じた年の末日の属する年度の翌年度分の市民税に係るこの条例の規定の適用については、当該親族資産損失額が生じた年において生じなかったものとみなす。

- 3 第1項の規定は、令和6年度分の第36条の2第1項又は第4項の規定による申告書（その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第36条の3第1項の確定申告書を含む。）に第1項の規定の適用を受けようとする旨の記載がある場合（これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認める場合を含む。）に限り、適用する。

附則第6条中「附則第4条の4第3項」を「附則第4条の5第3項」に改める。

附則第7条の4の次に次の4条を加える。

（令和6年度分の個人の市民税の特別税額控除）

- 第7条の5 令和6年度分の個人の市民税に限り、法附則第5条の8第4項及び第5項に規定するところにより控除すべき市民税に係る令和6年度分特別税額控除額を、前年の合計所得金額が1,805万円以下である所得割の納税義務者（次条及び附則第7条の7において「特別税額控除対象納税義務者」という。）の第34条の3、第34条の6から第34条の9まで、附則第5条第2項、附則第7条第1項、附則第7条の3の2第1項、前条及び附則第9条の2の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

- 2 前項の規定の適用がある場合における第34条の7第2項、第47条の5第1項及び前条の規定の適用については、第34条の7第2項及び前条中「附則第5条の6第2項」とあるのは「附則第5条の6第2項及び第5条の8第6項」と、第47条の5第1項中「課した」とあるのは「附則第7条の5第1項の規定の適用がないものとした場合に課すべき」と、「の前々年中」とあるのは「の同項の規定の適用がないものとした場合における前々年中」と、「、前々年中」とあるのは「、附則第7条の5第1項の規定の適用がないものとした場合における前々年中」とする。

（令和6年度分の個人の市民税の納税通知書に関する特例）

- 第7条の6 令和6年度分の個人の市民税に限り、個人の市民税の納税通知書に記載すべき各納期の納付額については、第41条の規定にかかわらず、次に定めるところによる。

- (1) 特別税額控除対象納税義務者の特別税額控除前の普通徴収に係る個人の市民税の額（前条第1項の規定の適用がないものとした場合に算出される普通徴収に係る個人の市民税の額をいう。）、特別税額控除前の普通徴収に係る個人の県民税の額（法附則第5条の8第1項及び第2項の規定の適用がないものとした場合に算出される普通徴収に係る個人の県民税の額をいう。）及び普通徴収に係る森林環境税の額の合算額（以下この号において「特別税額控除前の普通徴収に係る個人の住民税の額」という。）からその者の普通徴収に係る個人の市民税の額、普通徴収に係る個人の県民税の額及び普通徴収に係る森林環境税の額の合算額を控除した額（以下この項において「普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額」という。）がその者の特別税額控除前の普通徴収に係る個人の住民税の額を4で除して

得た金額（当該金額に1,000円未満の端数があるとき、又は当該金額の全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額。以下この項において「分割金額」という。）に3を乗じて得た金額をその者の特別税額控除前の普通徴収に係る個人の住民税の額から控除した残額に相当する金額（以下この項において「第1期分金額」という。）に満たない場合には、当該納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、第40条第1項に規定する第1期の納期（以下この項、次項及び次条第1項において「第1期納期」という。）においてはその者の第1期分金額からその者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額を控除した額とし、その他のそれぞれの納期においてはその者の分割金額とする。

(2) 特別税額控除対象納税義務者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額以上であり、かつ、その者の第1期分金額とその者の分割金額との合計額に満たない場合には、当該納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、第1期納期においてはしないものとし、第40条第1項に規定する第2期の納期（以下この項及び次条第1項において「第2期納期」という。）においてはその者の第1期分金額とその者の分割金額との合計額からその者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額を控除した額とし、第40条第1項に規定する第3期の納期（以下この項において「第3期納期」という。）及び同条第1項に規定する第4期の納期（以下この項において「第4期納期」という。）においてはその者の分割金額とする。

(3) 特別税額控除対象納税義務者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額とその者の分割金額との合計額以上であり、かつ、その者の第1期分金額とその者の分割金額に2を乗じて得た金額との合計額に満たない場合には、当該納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、第1期納期及び第2期納期においてはしないものとし、第3期納期においてはその者の第1期分金額とその者の分割金額に2を乗じて得た金額との合計額からその者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額を控除した額とし、第4期納期においてはその者の分割金額とする。

(4) 特別税額控除対象納税義務者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額とその者の分割金額に2を乗じて得た金額との合計額以上である場合には、当該納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、第1期納期、第2期納期及び第3期納期においてはしないものとし、第4期納期においてはその者の普通徴収に係る個人の市民税の額、普通徴収に係る個人の県民税の額及び普通徴収に係る森林環境税の額の合算額とする。

2 令和6年度分の個人の市民税（第1期納期から第47条第1項の規定により普通徴収の方法によって徴収されることとなったものを除く。）を同項の規定により普通徴収の方法によって徴収する場合については、前項の規定は、適用しない。

（令和6年度分の公的年金等に係る所得に係る個人の市民税に関する特例）

第7条の7 令和6年度分の個人の市民税に限り、第47条の2第1項の規定により特別徴収の方法によって徴収すべき公的年金等に係る所得に係る個人の市民税（第3項において「年金所得に係る特別徴収の個人の市民税」という。）の額及び同条第2

項の規定により普通徴収の方法によって徴収すべき公的年金等に係る所得に係る個人の市民税の額については、次に定めるところによる。

- (1) 特別税額控除対象納税義務者の特別税額控除前の年金所得に係る個人の市民税の額（附則第7条の5第1項の規定の適用がないものとした場合に算出される第47条の2第1項に規定する前年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額（これと併せて賦課徴収を行う森林環境税額を含む。以下この号及び第5号において同じ。）の合算額（以下この号及び第5号において「年金所得に係る所得割額及び均等割額の合算額」という。）をいう。以下この号及び第3項第1号において同じ。）からその者の年金所得に係る所得割額及び均等割額の合算額を控除した額（以下この項及び第3項において「年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額」という。）がその者の特別税額控除額控除前の普通徴収に係る個人の市民税の額（特別税額控除前の年金所得に係る個人の市民税の額から特別税額控除前の特別徴収に係る個人の市民税の額（特別税額控除前の年金所得に係る個人の市民税の額の2分の1に相当する額をいう。以下この号において同じ。）を控除した額をいう。以下この号において同じ。）を2で除して得た金額（当該金額に1,000円未満の端数があるとき、又は当該金額の全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額。以下この項において「第2期分金額」という。）をその者の特別税額控除前の普通徴収に係る個人の市民税の額から控除した残額に相当する金額（以下この項において「第1期分金額」という。）に満たない場合には、第1期納期及び第2期納期に普通徴収の方法によって徴収すべき公的年金等に係る所得に係る個人の市民税の額（以下この項において「普通徴収対象税額」という。）並びに第47条の3に規定する特別徴収対象年金給付の支払をする際、特別徴収の方法によって徴収すべき公的年金等に係る所得に係る個人の市民税の額（以下この項及び第3項において「特別徴収対象税額」という。）は、第1期納期においてはその者の第1期分金額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、第2期納期においてはその者の第2期分金額に相当する税額、当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間においてはその者の特別税額控除前の特別徴収に係る個人の市民税の額を3で除して得た金額（当該金額に100円未満の端数があるとき、又は当該金額の全額が100円未満である時は、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額。以下この項において「分割金額」という。）に2を乗じて得た金額をその者の特別税額控除前の特別徴収に係る個人の市民税の額から控除した残額に相当する金額（以下この項において「10月分金額」という。）に相当する税額、同年12月1日から翌年の3月31日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。
- (2) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額以上であり、かつ、その者の第1期分金額とその者の第2期分金額との合計額に満たない場合には、普通徴収対象税額及び特別徴収対象税額は、第1期納期における税額はないものとし、第2期納期においてはその者の第1期分金額とその者の第2期分金額との合計額からその者の年金所得に

係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間においてはその者の10月分金額に相当する税額、同年12月1日から翌年の3月31日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。

(3) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額とその者の第2期分金額との合計額以上であり、かつ、その者の第1期分金額、その者の第2期分金額及びその者の10月分金額の合計額に満たない場合には、普通徴収対象税額及び特別徴収対象税額は、第1期納期及び第2期納期における税額はないものとし、当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間においてはその者の第1期分金額、その者の第2期分金額及びその者の10月分金額の合計額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、同年12月1日から翌年の3月31日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。

(4) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額、その者の第2期分金額及びその者の10月分金額の合計額以上であり、かつ、その者の第1期分金額、その者の第2期分金額、その者の10月分金額及びその者の分割金額の合計額に満たない場合には、普通徴収対象税額及び特別徴収対象税額は、第1期納期及び第2期納期並びに当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間における税額はないものとし、同年12月1日から翌年の1月31日までの間においてはその者の第1期分金額、その者の第2期分金額、その者の10月分金額及びその者の分割金額の合計額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、同年2月1日から3月31日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。

(5) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額、その者の第2期分金額、その者の10月分金額及びその者の分割金額の合計額以上である場合には、普通徴収対象税額及び特別徴収対象税額は、第1期納期及び第2期納期並びに当該年度の初日の属する年の10月1日から翌年の1月31日までの間における税額はないものとし、同年2月1日から3月31日までの間においてはその者の年金所得に係る所得割額及び均等割額の合算額に相当する税額とする。

2 前項の規定の適用がある場合における第47条の4の規定の適用については、同条第2項中「年金所得に係る特別徴収税額を当該年度の初日の属する年の10月1日から翌年の3月31日までの間における当該特別徴収対象年金所得者に係る特別徴収対象年金給付の支払の回数で除して得た額」とあるのは、「附則第7条の7第1項各号に規定する特別徴収の方法によって徴収すべき額」とする。

3 令和6年度分の個人の市民税に限り、年金所得に係る特別徴収の個人の市民税の額（第1項の規定の適用があるものを除く。）については、次に定めるところによる。

(1) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控

除額がその者の特別税額控除前の特別徴収に係る個人の市民税の額（特別税額控除前の年金所得に係る個人の市民税の額から第47条の5第1項に規定する年金所得に係る仮特別徴収税額を控除した額をいう。以下この号において同じ。）を3で除して得た金額（当該金額に100円未満の端数があるとき、又は当該金額の全額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額。以下この項において「分割金額」という。）に2を乗じて得た金額をその者の特別税額控除前の特別徴収に係る個人の市民税の額から控除した残額に相当する金額（以下この項において「10月分金額」という。）に満たない場合には、特別徴収対象税額は、当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間においてはその者の10月分金額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、同年12月1日から翌年の3月31日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。

(2) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の10月分金額以上であり、かつ、その者の10月分金額とその者の分割金額との合計額に満たない場合には、特別徴収対象税額は、当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間における税額はないものとし、同年12月1日から翌年の1月31日までの間においてはその者の10月分金額とその者の分割金額との合計額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、同年2月1日から3月31日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。

(3) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の10月分金額とその者の分割金額との合計額以上である場合には、特別徴収対象税額は、当該年度の初日の属する年の10月1日から翌年の1月31日までの間における税額はないものとし、同年2月1日から3月31日までの間においてはその者の第47条の5第2項の規定により読み替えられた第47条の2第1項に規定する年金所得に係る特別徴収税額に相当する税額とする。

4 前項の規定の適用がある場合における第47条の4の規定の適用については、同条第2項中「年金所得に係る特別徴収税額を当該年度の初日の属する年の10月1日から翌年の3月31日までの間における当該特別徴収対象年金所得者に係る特別徴収対象年金給付の支払の回数で除して得た額」とあるのは、「附則第7条の7第3項各号に規定する特別徴収の方法によって徴収すべき額」とする。

5 令和6年度分の個人の市民税につき第47条の6第1項の規定の適用がある場合については、前各項の規定は、適用しない。

（令和7年度分の個人の市民税の特別税額控除）

第7条の8 令和7年度分の個人の市民税に限り、法附則第5条の12第3項及び第4項に規定するところにより控除すべき市民税に係る令和7年度分特別税額控除額を、同条第3項に規定する特別税額控除対象納税義務者の第34条の3、第34条の6から第34条の9まで、附則第5条第2項、附則第7条第1項、附則第7条の3の2第1項、附則第7条の4及び附則第9条の2の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

附則第8条第2項中「前条」を「附則第7条の4」に改め、同条第3項中「第34条の9第1項」の次に「、附則第7条の5第1項及び前条」を加え、「同項中」を「第34条の9第1項中」に、「とあるのは、」を「とあるのは」に、「とする」を「と、附則第7条の5第1項中「前条及び」とあるのは「前条、附則第8条第2項及び」と、前条中「附則第7条の4及び」とあるのは「附則第7条の4、次条第2項及び」とする」に改める。

附則第10条の2第21項を削り、同条第20項を同条第21項とし、同条第19項中「附則第15条第25項第3号ハ」を「附則第15条第25項第4号ハ」に改め、同項を同条第20項とし、同条第18項中「附則第15条第25項第3号ロ」を「附則第15条第25項第4号ロ」に改め、同項を同条第19項とし、同条第17項中「附則第15条第25項第3号イ」を「附則第15条第25項第4号イ」に改め、同項を同条第18項とし、同条第16項中「附則第15条第25項第2号ハ」を「附則第15条第25項第3号ハ」に改め、同項を同条第17項とし、同条第15項中「附則第15条第25項第2号ロ」を「附則第15条第25項第3号ロ」に改め、同項を同条第16項とし、同条第14項中「附則第15条第25項第2号イ」を「附則第15条第25項第3号イ」に改め、同項を同条第15項とし、同条第13項の次に次の1項を加える。

14 法附則第15条第25項第2号に規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、7分の6とする。

附則第10条の2第22項中「附則第15条第33項」を「附則第15条第32項」に改め、同条第23項中「附則第15条第38項」を「附則第15条第37項」に改め、同条第27項を同条第28項とし、同条第26項を同条第27項とし、同条第25項中「附則第15条第43項」を「附則第15条第42項」に改め、同項を同条第26項とし、同条第24項中「附則第15条第42項」を「附則第15条第41項」に改め、同項を同条第25項とし、同条第23項の次に次の1項を加える。

24 法附則第15条第38項に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。

附則第10条の3第14項を同条第15項とし、同条第13項中「附則第7条第17項」を「附則第7条第18項」に改め、同項を同条第14項とし、同条第12項中「附則第7条第16項各号」を「附則第7条第17項各号」に改め、同項を同条第13項とし、同条第11項中「附則第7条第11項各号」を「附則第7条第12項各号」に改め、同項を同条第12項とし、同条第10項中「附則第7条第10項各号に規定する」を「附則第7条第11項各号に掲げる」に改め、同項を同条第11項とし、同条第9項中「附則第7条第9項各号」を「附則第7条第10項各号」に改め、同項を同条第10項とし、同条第8項中「附則第7条第8項各号」を「附則第7条第9項各号」に改め、同項を同条第9項とし、同条中第7項を第8項とし、第3項から第6項までを1項ずつ繰り下げ、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 市長は、法附則第15条の7第1項又は第2項の認定長期優良住宅のうち区分所有に係る住宅については、前項の申告書の提出がなかった場合においても、長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号）第5条第4項に規定する管理者等から、法附則第15条の7第3項に規定する期間内に施行規則附則第7条第4項に規定する書類の提出がされ、かつ、当該区分所有に係る住宅が法附則第15条の

7 第 1 項又は第 2 項に規定する要件に該当すると認められるときは、前項の規定にかかわらず、同条第 1 項又は第 2 項の規定を適用することができる。

附則第11条の見出し中「令和 3 年度から令和 5 年度まで」を「令和 6 年度から令和 8 年度まで」に改める。

附則第11条の 2 の見出し中「令和 4 年度又は令和 5 年度」を「令和 7 年度又は令和 8 年度」に改め、同条第 1 項中「令和 4 年度分又は令和 5 年度分」を「令和 7 年度分又は令和 8 年度分」に改め、同条第 2 項中「令和 4 年度適用土地又は令和 4 年度類似適用土地」を「令和 7 年度適用土地又は令和 7 年度類似適用土地」に、「令和 5 年度分」を「令和 8 年度分」に改める。

附則第12条の見出し中「令和 3 年度から令和 5 年度まで」を「令和 6 年度から令和 8 年度まで」に改め、同条第 1 項中「令和 3 年度から令和 5 年度まで」を「令和 6 年度から令和 8 年度まで」に改め、「（商業地等に係る令和 4 年度分の固定資産税にあっては、100分の2.5）」及び「（令和 3 年度分の固定資産税にあっては、前年度分の固定資産税の課税標準額）」を削り、同条第 2 項及び第 3 項中「令和 4 年度分及び令和 5 年度分」を「令和 6 年度から令和 8 年度までの各年度分」に改め、同条第 4 項及び第 5 項中「令和 3 年度から令和 5 年度まで」を「令和 6 年度から令和 8 年度まで」に改める。

附則第12条の 2 中「地方税法等の一部を改正する法律（平成21年法律第 9 号）附則第 9 条第 1 項」を「地方税法等の一部を改正する法律（令和 6 年法律第 4 号）附則第 21 条第 1 項」に、「平成21年度から平成23年度まで」を「令和 6 年度から令和 8 年度まで」に改める。

附則第13条の見出し中「令和 3 年度から令和 5 年度まで」を「令和 6 年度から令和 8 年度まで」に改め、同条中「令和 3 年度から令和 5 年度まで」を「令和 6 年度から令和 8 年度まで」に改め、「。以下この項において同じ。」及び「（令和 3 年度分の固定資産税にあっては、前年度分の固定資産税の課税標準額）」を削る。

附則第15条第 1 項中「令和 3 年度から令和 5 年度まで」を「令和 6 年度から令和 8 年度まで」に改め、同条第 2 項中「令和 6 年 3 月 31 日」を「令和 9 年 3 月 31 日」に改める。

附則第16条の 3 第 3 項に次の 1 号を加える。

- (5) 附則第 7 条の 5 及び附則第 7 条の 8 の規定の適用については、附則第 7 条の 5 第 1 項及び附則第 7 条の 8 中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第16条の 3 第 1 項の規定による市民税の所得割の額」とする。

附則第16条の 4 第 3 項に次の 1 号を加える。

- (5) 附則第 7 条の 5 及び附則第 7 条の 8 の規定の適用については、附則第 7 条の 5 第 1 項及び附則第 7 条の 8 中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第16条の 4 第 1 項の規定による市民税の所得割の額」とする。

附則第17条第 3 項に次の 1 号を加える。

- (5) 附則第 7 条の 5 及び附則第 7 条の 8 の規定の適用については、附則第 7 条の 5 第 1 項及び附則第 7 条の 8 中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第17条第 1 項の規定による市民税の所得割の額」とする。

附則第18条第5項に次の1号を加える。

- (5) 附則第7条の5及び附則第7条の8の規定の適用については、附則第7条の5第1項及び附則第7条の8中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第18条第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

附則第19条第2項に次の1号を加える。

- (5) 附則第7条の5及び附則第7条の8の規定の適用については、附則第7条の5第1項及び附則第7条の8中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第19条第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

附則第20条第2項に次の1号を加える。

- (5) 附則第7条の5及び附則第7条の8の規定の適用については、附則第7条の5第1項及び附則第7条の8中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第20条第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

附則第20条の2第2項に次の1号を加える。

- (5) 附則第7条の5及び附則第7条の8の規定の適用については、附則第7条の5第1項及び附則第7条の8中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第20条の2第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

附則第20条の2第5項に次の1号を加える。

- (5) 附則第7条の5及び附則第7条の8の規定の適用については、附則第7条の5第1項及び附則第7条の8中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第20条の2第3項後段の規定による市民税の所得割の額」とする。

附則第20条の3第2項に次の1号を加える。

- (5) 附則第7条の5及び附則第7条の8の規定の適用については、附則第7条の5第1項及び附則第7条の8中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第20条の3第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

附則第20条の3第5項に次の1号を加える。

- (5) 附則第7条の5及び附則第7条の8の規定の適用については、附則第7条の5第1項及び附則第7条の8中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第20条の3第3項後段の規定による市民税の所得割の額」とする。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(固定資産税に関する経過措置)

第2条 次項から第4項までに定めるものを除き、この条例による改正後の島田市税条例の規定中固定資産税に関する部分は、令和6年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和5年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 令和2年4月1日から令和6年3月31日までの間に新たに取得された地方税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第4号）第1条の規定による改正前の地方税法（昭和25年法律第226号。次項及び第4項において「旧法」という。）附則第15条第25項に規定する特定再生可能エネルギー発電設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

- 3 平成29年4月1日から令和6年3月31日までの間に受けた旧法附則第15条第32項に規定する政府の補助に係る同項に規定する特定事業所内保育施設の用に供する固定資産に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。
- 4 都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（令和2年法律第43号）の施行の日から令和6年3月31日までの間に整備された旧法附則第15条第39項に規定する滞在快適性等向上施設等の用に供する固定資産に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

報告第 9 号

専決処分した事件の承認について

島田市都市計画税条例の一部を改正する条例について、次のとおり専決処分したので、議会の承認を求める。

令和 6 年 6 月 3 日提出

島田市長 染 谷 絹 代

専決第 5 号

専 決 処 分 書

島田市都市計画税条例の一部を改正する条例について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和 6 年 3 月 30 日専決

島田市長 染 谷 絹 代

島田市都市計画税条例の一部を改正する条例

島田市都市計画税条例（平成17年島田市条例第51号）の一部を次のように改正する。

附則第 8 項を削る。

附則第 9 項（見出しを含む。）中「附則第15条第33項」を「附則第15条第32項」に改め、同項を附則第 8 項とする。

附則第10項（見出しを含む。）中「附則第15条第38項」を「附則第15条第37項」に改め、同項を附則第 9 項とし、同項の次に次の 1 項を加える。

（法附則第15条第38項の条例で定める割合）

10 法附則第15条第38項に規定する市町村の条例で定める割合は、2 分の 1 とする。

附則第11項（見出しを含む。）中「附則第15条第43項」を「附則第15条第42項」に改める。

附則第13項の前の見出し中「令和 3 年度から令和 5 年度まで」を「令和 6 年度から令和 8 年度まで」に改め、同項中「令和 3 年度から令和 5 年度まで」を「令和 6 年度から令和 8 年度まで」に改め、「（商業地等に係る令和 4 年度分の都市計画税にあつては、100分の2.5）」及び「（令和 3 年度分の都市計画税にあつては、前年度分の都市計画税の課税標準額）」を削る。

附則第14項及び第15項中「令和 4 年度分及び令和 5 年度分」を「令和 6 年度から令

和 8 年度までの各年度分」に改める。

附則第16項及び第17項中「令和 3 年度から令和 5 年度まで」を「令和 6 年度から令和 8 年度まで」に改める。

附則第18項の見出し中「令和 3 年度から令和 5 年度まで」を「令和 6 年度から令和 8 年度まで」に改め、同項中「令和 3 年度から令和 5 年度まで」を「令和 6 年度から令和 8 年度まで」に改め、「。以下この項において同じ。」及び「（令和 3 年度分の都市計画税にあっては、前年度分の都市計画税の課税標準額）」を削る。

附則第19項中「附則第13項、第14項」を「附則第14項」に改める。

附則第20項中「第35項まで、第38項、第39項、第43項若しくは第46項」を「第34項まで、第37項、第38項、第42項若しくは第45項」に改める。

附則第21項中「地方税法等の一部を改正する法律（令和 3 年法律第 7 号）附則第14条第 1 項」を「地方税法等の一部を改正する法律（令和 6 年法律第 4 号）附則第21条第 1 項」に、「令和 3 年度から令和 5 年度まで」を「令和 6 年度から令和 8 年度まで」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 次項及び附則第 4 項に定めるものを除き、この条例による改正後の島田市都市計画税条例の規定は、令和 6 年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和 5 年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。
- 3 平成29年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月31日までの間に受けた地方税法等の一部を改正する法律（令和 6 年法律第 4 号）第 1 条の規定による改正前の地方税法（昭和25年法律第226号。次項において「旧法」という。）附則第15条第32項に規定する政府の補助に係る同項に規定する特定事業所内保育施設の用に供する固定資産に対して課する都市計画税については、なお従前の例による。
- 4 都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（令和 2 年法律第43号）の施行の日から令和 6 年 3 月31日までの間に整備された旧法附則第15条第39項に規定する滞在快適性等向上施設等の用に供する固定資産に対して課する都市計画税については、なお従前の例による。

報告第10号

専決処分した事件の承認について

島田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、次のとおり専決処分したので、議会の承認を求める。

令和6年6月3日提出

島田市長 染 谷 絹 代

専決第6号

専 決 処 分 書

島田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和6年3月30日専決

島田市長 染 谷 絹 代

島田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

島田市国民健康保険税条例（平成18年島田市条例第1号）の一部を次のように改正する。

第23条第1項第2号中「29万円」を「29万5,000円」に改め、同項第3号中「53万5,000円」を「54万5,000円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

（適用区分）

- 2 改正後の島田市国民健康保険税条例の規定は、令和6年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和5年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

報告第11号

専決処分の報告について

島田市手数料条例の一部を改正する条例について、次のとおり専決処分したので報告する。

令和6年6月3日提出

島田市長 染 谷 絹 代

専決第3号

専 決 処 分 書

島田市手数料条例の一部を改正する条例について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和6年3月22日専決

島田市長 染 谷 絹 代

島田市手数料条例の一部を改正する条例

島田市手数料条例（平成17年島田市条例第54号）の一部を次のように改正する。

別表63の2の項から66の項までの規定中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律」に改め、同表66の2の項中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則」に改め、同表備考中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

専決処分の報告について

物損事故に係る和解及び損害賠償の額の決定について、次のとおり専決処分したので、報告する。

令和6年6月3日提出

島田市長 染谷 絹代

専決第8号

専 決 処 分 書

物損事故に係る和解及び損害賠償の額の決定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和6年4月17日専決

島田市長 染谷 絹代

和解等の 内 容	・ 甲（島田市）と乙（●● ●●）の事故の責任割合は、甲4割、乙6割とし、甲は乙に対し自己責任額111,425円を支払い、乙は甲に対し自己責任額100,043円を支払うものとする。 ・ 今後本件に関しては、双方とも異議の申立てをしない。
相 手 方 住 所	●●●●●●●●●●
相 手 方 氏 名	●● ●●
事故発生 年 月 日	令和3年1月20日
事故発生 場 所	島田市金谷本町2014番地の2（旧金谷南支所）
事 故 の 概 要	旧金谷南支所の駐車場内において、公用車を後退したところ、後方から後退してきた相手方車両と接触したもの

一般会計予算書

議案第34号

令和6年度島田市一般会計補正予算（第3号）

令和6年度島田市の一般会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,177,834千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ43,234,448千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第2条 債務負担行為の追加は、「第2表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の変更は、「第3表 地方債補正」による。

令和6年6月3日提出

島田市長 染 谷 絹 代

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位 : 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
15 国庫支出金		5,949,121	1,268,314	7,217,435
	1 国庫負担金	4,377,018	260,969	4,637,987
	2 国庫補助金	1,552,719	1,007,345	2,560,064
16 県支出金		3,420,147	△1,447	3,418,700
	1 県負担金	1,997,971	△1,837	1,996,134
	2 県補助金	1,197,630	390	1,198,020
19 繰入金		2,364,922	△33,933	2,330,989
	1 基金繰入金	2,346,842	△33,933	2,312,909
21 諸収入		1,112,508	△10,000	1,102,508
	5 雑入	906,139	△10,000	896,139
22 市債		2,922,500	△45,100	2,877,400
	1 市債	2,922,500	△45,100	2,877,400
歳 入 合 計		42,056,614	1,177,834	43,234,448

歳 出

(単位 : 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 総務費		5,803,584	△38,007	5,765,577
	7 交通安全対策費	454,195	△38,007	416,188
3 民生費		15,083,442	1,335,324	16,418,766
	1 社会福祉費	6,703,578	1,068,905	7,772,483
	2 児童福祉費	6,949,398	266,419	7,215,817
7 商工費		1,074,081	11,618	1,085,699
	1 商工費	1,074,081	11,618	1,085,699
8 土木費		3,641,762	△140,501	3,501,261
	2 道路橋りょう費	1,401,602	△140,501	1,261,101
9 消防費		1,561,981	9,400	1,571,381
	1 消防費	1,561,981	9,400	1,571,381
歳 出 合 計		42,056,614	1,177,834	43,234,448

第2表 債務負担行為補正

1. 追 加

事 項	期 間	限 度 額
コミュニティバス車両購入	令和7年度	千円 37,379

第3表 地方債補正

1. 変 更

起 債 の 目 的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の 方 法	利 率	償還の方法	限度額	起債の 方 法	利 率	償還の方法
公 共 事 業 等	千円 254,100	証書借入 又は 証券発行	公的資金 公的資金の 貸付利率によ る。 その他 3.5%以内 ただし、利率 見直し方式で借 り入れる資金に ついて、利率の 見直しを行った 後においては、 当該見直し後の 利率による。	公的資金に ついては、そ の融資条件に より、その他 の資金は、そ の債権者との 協議による。 ただし、市 財政の都合に より据置期間 及び償還期限 を短縮し、若 しくは繰上償 還し、又は低 利債に借換え することがで きる。	千円 208,700	補正前 に同じ	補正前 に同じ	補正前 に同じ
緊急自然災害 防止対策事業	323,600	同上	同上	同上	323,900	同上	同上	同上

国民健康保険事業
特別会計予算書

議案第35号

令和6年度島田市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）

令和6年度島田市の国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ11,329千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9,011,187千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和6年6月3日提出

島田市長 染 谷 絹 代

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位 : 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
3 県支出金		6,550,007	11,329	6,561,336
	1 県補助金	6,550,007	11,329	6,561,336
歳 入 合 計		8,999,858	11,329	9,011,187

歳 出

(単位 : 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 総務費		158,104	11,329	169,433
	1 総務管理費	148,306	11,329	159,635
歳 出 合 計		8,999,858	11,329	9,011,187

病 院 事 業 会 計
予 算 書

議案第36号

令和6年度島田市病院事業会計補正予算（第1号）

（総則）

第1条 令和6年度島田市の病院事業会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（重要な資産の取得）

第2条 令和6年度島田市病院事業会計予算第12条に定めた重要な資産の取得に次のとおり追加する。

種 類	名 称	数 量
医療器械器具	超広角走査型レーザー検眼鏡	一式

令和6年6月3日提出

島田市長 染 谷 絹 代

条 例 そ の 他

議案第37号

島田市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について

島田市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり定める。

令和6年6月3日提出

島田市長 染 谷 絹 代

島田市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

島田市職員の育児休業等に関する条例（平成17年島田市条例第28号）の一部を次のように改正する。

第7条第2項中「（地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員を除く。）」を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

島田市こども館条例の一部を改正する条例について

島田市こども館条例の一部を改正する条例を次のとおり定める。

令和6年6月3日提出

島田市長 染 谷 絹 代

島田市こども館条例の一部を改正する条例

島田市こども館条例（平成24年島田市条例第4号）の一部を次のように改正する。

第18条第1項中「又はその敷地」を削る。

別表第2当日券の項大人（市内）の欄中「100円」を「200円」に改め、同項大人（市外）の欄中「200円」を「500円」に改め、同表回数券の項大人（市内）の欄中「1,030円」を「2,000円」に改め、同項大人（市外）の欄中「2,080円」を「5,000円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、附則第4項の規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の島田市こども館条例（以下「新条例」という。）別表第2の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の利用に係る利用料（新条例第14条第1項に規定する利用料をいう。以下同じ。）から適用し、施行日前の利用に係る利用料については、なお従前の例による。
- 3 前項の規定にかかわらず、令和6年8月1日以後に発行された回数券については、新条例の規定による利用料との差額を追加して納付することにより、施行日以後も使用することができる。

（準備行為）

- 4 この条例の施行に伴って必要となる新条例第14条第2項に規定する利用料の額の承認は、この条例の施行前においても、新条例別表第2に定める額の範囲内で行うことができる。

島田市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について

島田市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を次のとおり定める。

令和6年6月3日提出

島田市長 染 谷 絹 代

島田市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

島田市消防団員等公務災害補償条例（平成17年島田市条例第174号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項第2号中「8,900円」を「9,100円」に改める。

別表中「12,440円」を「12,500円」に、「13,320円」を「13,350円」に、「10,670円」を「10,800円」に、「11,550円」を「11,650円」に、「8,900円」を「9,100円」に、「9,790円」を「9,950円」に改める。

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の島田市消防団員等公務災害補償条例（以下「新条例」という。）の規定は、令和6年4月1日から適用する。
（経過措置）
- 2 新条例第5条第2項及び別表の規定は、令和6年4月1日（以下「適用日」という。）以後に支給すべき事由の生じた島田市消防団員等公務災害補償条例第5条第1項に規定する損害補償（以下「損害補償」という。）並びに適用日前に支給すべき事由の生じた適用日以後の期間に係る同条例第4条第3号に規定する傷病補償年金、同条第4号アに規定する障害補償年金及び同条第6号アに規定する遺族補償年金（以下「傷病補償年金等」という。）について適用し、適用日前に支給すべき事由の生じた損害補償（傷病補償年金等を除く。）及び適用日前に支給すべき事由の生じた適用日前の期間に係る傷病補償年金等については、なお従前の例による。
- 3 適用日以後に支給すべき事由の生じた損害補償及び適用日前に支給すべき事由の生じた適用日以後の期間に係る傷病補償年金等であって、改正前の島田市消防団員等公務災害補償条例の規定に基づいて支給されたものは、それぞれ新条例の規定による適用日以後に支給すべき事由の生じた損害補償及び適用日前に支給すべき事由の生じた適用日以後の期間に係る傷病補償年金等の内払とみなす。

議案第40号

島田市水道布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例について

島田市水道布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり定める。

令和6年6月3日提出

島田市長 染 谷 絹 代

島田市水道布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例

島田市水道布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例（平成24年島田市条例第5号）の一部を次のように改正する。

第4条第6号中「厚生労働大臣」を「国土交通大臣及び環境大臣」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の際現に改正前の第4条第6号に規定する講習の課程を修了している者は、改正後の第4条第6号に規定する講習の課程を修了した者とみなす。

議案第41号

島田市下水道条例の一部を改正する条例について

島田市下水道条例の一部を改正する条例を次のとおり定める。

令和6年6月3日提出

島田市長 染 谷 絹 代

島田市下水道条例の一部を改正する条例

島田市下水道条例（平成17年島田市条例第132号）の一部を次のように改正する。

第10条第1項第2号中「が1人以上専属」を「を1人以上選任」に改める。

第13条第2項第5号中「専属する」を「選任する」に改める。

第18条第1項第9号中「大腸菌群数」を「大腸菌数」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第18条第1項第9号の改正規定は、令和7年4月1日から施行する。

議案第42号

財産の取得について

島田市消防団の装備に充てるため、次のとおり動産を取得する。

令和6年6月3日提出

島田市長 染 谷 絹 代

1 動産の種別及び数量

消防ポンプ自動車 2台

2 購入金額

56,430,000円

3 契約方法

指名競争入札

4 購入先

東京都台東区浅草橋五丁目4番2号横山ビル
ジーエムいちほら工業株式会社 東京営業所
所長 真舘 知誉

市道路線の認定について

次のとおり市道路線を認定する。

令和6年6月3日提出

島田市長 染谷 絹代

1 路線数

1 路線

2 路線の延長

38.9メートル

3 路線名及び道路の区間

路線名	道路の区間		
	起点	路線の 延長(m)	路線の 幅員(m)
	終点		
向島南8号線	向島町4544番7地先	38.9	4.5～8.0
	向島町4544番8地先		

一 般 会 計
予 算 に 関 す る 説 明 書

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括 歳入

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
15 国庫支出金	5,949,121	1,268,314	7,217,435
16 県支出金	3,420,147	△1,447	3,418,700
19 繰入金	2,364,922	△33,933	2,330,989
21 諸収入	1,112,508	△10,000	1,102,508
22 市債	2,922,500	△45,100	2,877,400
歳入合計	42,056,614	1,177,834	43,234,448

歳出

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国庫支出金	地方債	その他	
2 総務費	5,803,584	△38,007	5,765,577			△10,000	△28,007
3 民生費	15,083,442	1,335,324	16,418,766	1,336,709			△1,385
7 商工費	1,074,081	11,618	1,085,699				11,618
8 土木費	3,641,762	△140,501	3,501,261	△72,592	△45,100		△22,809
9 消防費	1,561,981	9,400	1,571,381	2,750			6,650
歳出合計	42,056,614	1,177,834	43,234,448	1,266,867	△45,100	△10,000	△33,933

2 歳 入

(款)15 国庫支出金

(項) 1 国庫負担金

目	補正前の額	補 正 額	計
1 民生費国庫負担金	4,377,018	260,969	4,637,987
計	4,377,018	260,969	4,637,987

(款)15 国庫支出金

(項) 2 国庫補助金

目	補正前の額	補 正 額	計
1 総務費国庫補助金	649,682	1,068,905	1,718,587
2 民生費国庫補助金	345,745	8,672	354,417
4 土木費国庫補助金	360,840	△70,232	290,608
計	1,552,719	1,007,345	2,560,064

(款)16 県支出金

(項) 1 県負担金

目	補正前の額	補 正 額	計
1 民生費県負担金	1,982,649	△1,837	1,980,812
計	1,997,971	△1,837	1,996,134

(款)16 県支出金

(項) 2 県補助金

目	補正前の額	補 正 額	計
7 土木費県補助金	59,432	△2,360	57,072
8 消防費県補助金	55,768	2,750	58,518
計	1,197,630	390	1,198,020

(款)19 繰入金

(項) 1 基金繰入金

目	補正前の額	補 正 額	計
1 財政調整基金繰入金	1,488,340	△33,933	1,454,407
計	2,346,842	△33,933	2,312,909

(款)21 諸収入

(項) 5 雑入

目	補正前の額	補 正 額	計
3 雑入	906,136	△10,000	896,136
計	906,139	△10,000	896,139

(款)22 市債

(項) 1 市債

目	補正前の額	補 正 額	計
5 土木債	1,133,900	△45,100	1,088,800
計	2,922,500	△45,100	2,877,400

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
2 児童福祉費負担金	260,969	児童手当交付金 260,969

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
1 総務管理費補助金	1,068,905	物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金 1,068,905
2 児童福祉費補助金	8,672	こども政策推進事業費補助金 800 子ども・子育て支援事業費補助金 7,872
1 道路橋りょう費補助金	△70,232	社会資本整備総合交付金（道路・通常） △4,186 社会資本整備総合交付金（道路・防災） △1,728 道路メンテナンス事業費補助金 △64,318

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
2 児童福祉費負担金	△1,837	児童手当負担金 △1,837

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
2 河川費補助金	△2,360	急傾斜地崩壊対策事業費補助金 △2,360
1 消防費補助金	2,750	地震・津波対策等減災交付金 2,750

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
1 財政調整基金繰入金	△33,933	財政調整基金繰入金 △33,933

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
7 総務雑入	△10,000	自治総合センターコミュニティ助成金（地域づくり助成事業） △10,000

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
1 道路橋りょう債	△45,400	公共事業等債（社会資本整備総合交付金） △45,400
2 河川債	300	緊急自然災害防止対策事業債 300

3 歳 出

(款) 2 総務費

(項) 7 交通安全対策費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
3 バス交通対策費	378,139	△38,007	340,132			△10,000	△28,007
計	454,195	△38,007	416,188			△10,000	△28,007

(款) 3 民生費

(項) 1 社会福祉費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
12 物価高騰対応重点支援給付金給付事業費	308,947	1,068,905	1,377,852	1,068,905			
計	6,703,578	1,068,905	7,772,483	1,068,905			

(款) 3 民生費

(項) 2 児童福祉費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1 児童福祉総務費	782,178	2,485	784,663	2,485			
2 児童手当費	1,348,230	262,684	1,610,914	264,519			△1,835
6 保育所費	39,950	200	40,150	100			100
7 子ども・子育て支援費	3,482,697	1,050	3,483,747	700			350
計	6,949,398	266,419	7,215,817	267,804			△1,385

(款) 7 商工費

(項) 1 商工費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
5 温泉施設費	96,496	4,094	100,590				4,094
6 温泉施設基金費	6	7,524	7,530				7,524
計	1,074,081	11,618	1,085,699				11,618

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
11 役務費	△128	1 バス交通対策費 △38,007
17 備品購入費	△37,379	コミュニティバス運行管理経費 0
26 公課費	△500	コミュニティバス車両購入経費 △38,007

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
1 報酬	732	1 職員給与費 2,243
3 職員手当等	1,319	一般職（新たな低所得者支援分） 454
4 共済費	170	会計年度任用職員（新たな低所得者支援分） 1,336
8 旅費	22	一般職（定額減税調整給付分） 453
10 需用費	22	2 物価高騰対応重点支援給付金給付事業（低所得者支援分） 179,895
11 役務費	9,174	物価高騰対応重点支援給付金給付事業（新たな低所得者支援分） 179,895
12 委託料	29,509	4 物価高騰対応重点支援給付金給付事業（定額減税調整給付分） 886,767
13 使用料及び賃借料	2,957	物価高騰対応重点支援給付金給付事業（定額減税調整給付分） 886,767
18 負担金、補助及び交付金	1,025,000	

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
1 報酬	1,411	2 職員給与費 2,485
3 職員手当等	754	一般職 397
4 共済費	270	会計年度任用職員 2,088
8 旅費	50	
10 需用費	128	1 児童手当事務費 5,387
11 役務費	1,299	児童手当事務費 5,387
12 委託料	3,960	2 児童手当扶助費 257,297
19 扶助費	257,297	児童手当扶助費 257,297
17 備品購入費	200	4 保育所施設管理費 200
		市立保育所施設管理経費 200
18 負担金、補助及び交付金	1,050	3 民間保育所等支援事業 1,050
		民間保育所等助成事業 1,050

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
14 工事請負費	4,094	2 田代の郷温泉運営事業 4,094
		田代の郷温泉管理運営経費 4,094
24 積立金	7,524	1 温泉施設基金積立金 7,524
		温泉施設基金新規積立金 7,524

(款) 8 土木費

(項) 2 道路橋りょう費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1 道路橋りょう総務費	218,626	△18,246	200,380	△9,963			△8,283
3 道路新設改良費	906,745	△15,928	890,817	△5,914	△5,400		△4,614
5 橋りょう新設改良費	190,000	△106,327	83,673	△54,355	△40,000		△11,972
計	1,401,602	△140,501	1,261,101	△70,232	△45,400		△24,869

(款) 8 土木費

(項) 3 河川費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
2 河川維持改良費	400,668	0	400,668	△2,360	300		2,060
計	417,362	0	417,362	△2,360	300		2,060

(款) 9 消防費

(項) 1 消防費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
4 防災費	185,199	9,400	194,599	2,750			6,650
計	1,561,981	9,400	1,571,381	2,750			6,650

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
12 委託料	△18,246	1 道路施設管理費 △18,246 橋りょう長寿命化点検事業 △13,969 道路ストック総点検事業 △4,277
14 工事請負費	2,572	1 幹線道路改良事業 △15,928
16 公有財産購入費	△9,200	色尾大柳線改良事業（通常分） 6,028
21 補償、補填及び賠償金	△9,300	細島南部1号・6号線改良事業（通常分） △18,500 中河町八指線舗装事業（防災・安全分） △3,456
14 工事請負費	△106,327	1 橋りょう長寿命化事業 △106,327 橋りょう長寿命化修繕・耐震事業 △106,327

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
		3 急傾斜地崩壊対策事業 0 急傾斜地崩壊対策事業 0

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
18 負担金、補助及び交付金	9,400	3 防災対策事業 9,400 家屋空間安全対策事業 9,400

給 与 費 明 細 書

1 一般職

(1) 総括

区 分	職員数 (人)	給 与 費				共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職員手当 (千円)	計 (千円)			
補 正 後	(435) 659	606,440	2,543,033	1,774,128	4,923,601	949,568	5,873,169	
補 正 前	(433) 659	604,297	2,543,033	1,772,055	4,919,385	949,128	5,868,513	
比 較	(2) 0	2,143	0	2,073	4,216	440	4,656	

職員手当 の 内 訳	区 分	管理職手当 (千円)	扶養手当 (千円)	住居手当 (千円)	通勤手当 (千円)	特 殊 勤務手当 (千円)	時 間 外 勤務手当 (千円)	休 日 勤務手当 (千円)
	補正後	58,094	53,984	47,712	58,667	9,126	152,015	8,984
	補正前	58,094	53,984	47,712	58,667	9,126	150,711	8,984
	比 較	0	0	0	0	0	1,304	0
	区 分	管理職特別 勤務手当 (千円)	期末手当 (千円)	勤勉手当 (千円)	退職手当 (千円)	地域手当 (千円)		
	補正後	1,005	654,582	493,992	235,967	0		
	補正前	1,005	654,166	493,639	235,967	0		
	比 較	0	416	353	0	0		

※職員数は予算積算上の人数

※ ()内は短時間勤務職員の数 (外書き)

※職員手当には、児童手当を含まない。

ア 会計年度任用職員以外の職員

区 分	職員数 (人)	給 与 費				共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職員手当 (千円)	計 (千円)			
補 正 後	(29) 614	0	2,430,582	1,550,556	3,981,138	760,224	4,741,362	
補 正 前	(29) 614	0	2,430,582	1,549,252	3,979,834	760,224	4,740,058	
比 較	(0) 0	0	0	1,304	1,304	0	1,304	

職員手当 の 内 訳	区 分	管理職手当 (千円)	扶養手当 (千円)	住居手当 (千円)	通勤手当 (千円)	特 殊 勤務手当 (千円)	時 間 外 勤務手当 (千円)	休 日 勤務手当 (千円)
	補正後	58,094	53,984	47,712	54,938	6,336	150,771	7,133
	補正前	58,094	53,984	47,712	54,938	6,336	149,467	7,133
	比 較	0	0	0	0	0	1,304	0
	区 分	管理職特別 勤務手当 (千円)	期末手当 (千円)	勤勉手当 (千円)	退職手当 (千円)	地域手当 (千円)		
	補正後	1,005	516,088	421,182	233,313	0		
	補正前	1,005	516,088	421,182	233,313	0		
	比 較	0	0	0	0	0		

※職員数は予算積算上の人数

※（ ）内は短時間勤務職員の数（外書き）

※職員手当には、児童手当を含まない。

イ 会計年度任用職員

区 分	職員数 (人)	給 与 費				共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職員手当 (千円)	計 (千円)			
補 正 後	(406) 45	606,440	112,451	223,572	942,463	189,344	1,131,807	
補 正 前	(404) 45	604,297	112,451	222,803	939,551	188,904	1,128,455	
比 較	(2) 0	2,143	0	769	2,912	440	3,352	

職員手当 の 内 訳	区 分	通勤手当 (千円)	特 殊 勤務手当 (千円)	時 間 外 勤務手当 (千円)	休 日 勤務手当 (千円)	期末手当 (千円)	勤勉手当 (千円)	退職手当 (千円)
	補正後	3,729	2,790	1,244	1,851	138,494	72,810	2,654
	補正前	3,729	2,790	1,244	1,851	138,078	72,457	2,654
	比 較	0	0	0	0	416	353	0

※職員数は予算積算上の人数

※（ ）内は短時間勤務職員の人数（外書き）

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

区 分	増 減 額 (千円)	増 減 事 由 別 内 訳 (千円)		説 明	備 考
職員手当	2,073	その他の 増 減 分	2,073	時 間 外 勤務手当	1,304
				期末手当	416
				勤勉手当	353

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額
又は支出額の見込及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

事 項		債務負担 行為の限 度額	前年度末までの 支出(見込)額		当該年度以降の 支出予定額		左 の 財 源 内 訳			
							特 定 財 源			一般財源
			期 間	金 額	期 間	金 額	国・県	地方債	その他	
コミュニティバス車両 購入 (令和6年度分)	補正前	千円	年度	千円	年度	千円	千円	千円	千円	千円
	補正額	37,379			7	37,379				37,379
	補正後	37,379			7	37,379				37,379
合 計	補正前	21,861,258		8,815,408		12,126,897	301,420	745,800	550,366	10,529,311
	補正額	37,379				37,379				37,379
	補正後	21,898,637		8,815,408		12,164,276	301,420	745,800	550,366	10,566,690

地方債の前々年度末における現在高並びに前年度末及び
当該年度末における現在高の見込みに関する調書

(単位：千円)

区 分		前々年度末 現 在 高	前 年 度 末 現在高見込額	当該年度中増減見込		当 該 年 度 末 現在高見込額
				当 該 年 度 中 起 債 見 込 額	当該年度中元金 償 還 見 込 額	
Ⅰ 普 通 債	補正前	25,360,880	27,945,527	2,811,500	2,436,886	28,320,141
	補正額		△627,799	355,400		△272,399
	補正後	25,360,880	27,317,728	3,166,900	2,436,886	28,047,742
１．総 務	補正前	3,910,117	6,316,739	1,015,500	261,551	7,070,688
	補正額		△38,199			△38,199
	補正後	3,910,117	6,278,540	1,015,500	261,551	7,032,489
２．民 生	補正前	125,840	103,643	83,800	16,563	170,880
	補正額		△10,200			△10,200
	補正後	125,840	93,443	83,800	16,563	160,680
４．農林業	補正前	209,531	206,695	34,200	32,904	207,991
	補正額		△9,300	7,300		△2,000
	補正後	209,531	197,395	41,500	32,904	205,991
６．土 木	補正前	8,673,769	8,884,022	1,133,900	970,659	9,047,263
	補正額		△457,800	330,500		△127,300
	補正後	8,673,769	8,426,222	1,464,400	970,659	8,919,963
７．消 防	補正前	270,866	249,855	111,200	88,142	272,913
	補正額		△19,400	17,600		△1,800
	補正後	270,866	230,455	128,800	88,142	271,113
８．教 育	補正前	6,064,491	6,424,118	321,700	873,015	5,872,803
	補正額		△92,900			△92,900
	補正後	6,064,491	6,331,218	321,700	873,015	5,779,903
Ⅱ 災害復旧債	補正前	84,978	159,933	0	2,744	157,189
	補正額		△10,900	5,900		△5,000
	補正後	84,978	149,033	5,900	2,744	152,189
１．農林業	補正前	1,556	4,334	0	322	4,012
	補正額		△2,101	2,100		△1
	補正後	1,556	2,233	2,100	322	4,011
２．土 木	補正前	83,422	155,599	0	2,422	153,177
	補正額		△8,799	3,800		△4,999
	補正後	83,422	146,800	3,800	2,422	148,178
Ⅲ そ の 他	補正前	17,652,501	16,091,556	111,000	1,644,857	14,557,699
	補正額		△1			△1
	補正後	17,652,501	16,091,555	111,000	1,644,857	14,557,698
１．減税補填債	補正前	86,883	47,163	0	24,138	23,025
	補正額		△1			△1
	補正後	86,883	47,162	0	24,138	23,024
合 計	補正前	43,098,359	44,197,016	2,922,500	4,084,487	43,035,029
	補正額		△638,700	361,300		△277,400
	補正後	43,098,359	43,558,316	3,283,800	4,084,487	42,757,629

(再掲)

合併特例事業債	補正前	12,603,162	13,165,649	354,000	941,049	12,578,600
	補正額		△201,399	154,100		△47,299
	補正後	12,603,162	12,964,250	508,100	941,049	12,531,301

※前年度末現在高見込額における補正額は、借入不用額及び繰越明許費に係る繰越額

※当該年度中起債見込額における補正額は、補正予算（第3号）及び繰越明許費に係る繰越額

国民健康保険事業特別会計
予算に関する説明書

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括 歳入

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
3 県支出金	6,550,007	11,329	6,561,336
歳入合計	8,999,858	11,329	9,011,187

歳出

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1 総務費	158,104	11,329	169,433	11,329			
歳出合計	8,999,858	11,329	9,011,187	11,329			

2 歳 入

(款) 3 県支出金

(項) 1 県補助金

目	補正前の額	補 正 額	計
1 保険給付費等交付金	6,550,007	11,329	6,561,336
計	6,550,007	11,329	6,561,336

3 歳 出

(款) 1 総務費

(項) 1 総務管理費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1 一般管理費	144,393	11,329	155,722	11,329			
計	148,306	11,329	159,635	11,329			

(単位 :千円)

節		説 明
区 分	金 額	
1 保険給付費等交付金	11,329	特別交付金 11,329

(単位 :千円)

節		説 明
区 分	金 額	
10 需用費	286	2 一般管理事務費 11,329 一般管理事務費 11,329
11 役務費	2,796	
12 委託料	8,247	